

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年8月18日(2016.8.18)

【公開番号】特開2016-95883(P2016-95883A)

【公開日】平成28年5月26日(2016.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2016-032

【出願番号】特願2016-26742(P2016-26742)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/28 (2012.01)

G 06 Q 20/32 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 20/28

G 06 Q 20/32

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月30日(2016.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プリペイド口座と関連付けられた仮想的な代用通貨の適切な決済表示画面を決定するための方法であって、

前記プリペイド口座にアクセスすることによって仮想的な代用通貨を用いて購入するときに、前記プリペイド口座にアクセスするための前記仮想的な代用通貨がクライアントデバイスに表示されるべきフォーマットを決定するための要求を、クライアントデバイス管理サーバによって受信するステップと、

前記要求と関連付けられた業者の識別子を、前記クライアントデバイス管理サーバによって、取得するステップと、

前記要求が、POS端末での取引によるものかを、前記クライアントデバイス管理サーバによって判定するステップと、

前記要求が、POS端末での取引によるものである場合、1つまたは複数の決済表示画面から、前記取引に関する業者により選好された、選好された決済表示画面を決定するために、前記業者の識別子を用いてデータベースを前記クライアントデバイス管理サーバによって検索するステップであって、前記選好された決済表示画面が、前記プリペイド口座にアクセスするための前記仮想的な代用通貨が前記クライアントデバイスに表示され前記プリペイド口座にアクセスすることによる前記仮想的な代用通貨を用いた前記取引のために前記POS端末に提示されるべき前記フォーマットを定め、前記データベースが、各々の仮想的な代用通貨の1つまたは複数の決済表示画面を記憶する、ステップと、

前記選好された決済表示画面をコンピュータネットワークを通じて前記クライアントデバイス管理サーバによって送信するステップであって、前記選好された決済表示画面が、前記要求に応答して、前記プリペイド口座にアクセスするための前記仮想的な代用通貨が前記クライアントデバイスに表示され前記取引のために前記POS端末に提示されるべき前記フォーマットを、前記クライアントデバイスに対して特定する、ステップと、

前記クライアントデバイスに表示され、前記取引のために前記POS端末に提示される前記フォーマットを、生成および表示するステップと、
を含む、方法。

【請求項 2】

前記要求が、モバイルコンピューティングデバイスまたは固定式のコンピューティングデバイスを含むクライアントデバイスから発信されたかどうかを判定するステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 3】

前記モバイルコンピューティングデバイスが持ち運び型のコンピュータを含む、請求項2に記載の方法。

【請求項 4】

前記固定式のコンピューティングデバイスが、ラップトップコンピュータとデスクトップコンピュータのうちの少なくとも1つを含む、請求項2に記載の方法。

【請求項 5】

前記仮想的な代用通貨が、プリペイド口座と関連付けられる、請求項1に記載の方法。

【請求項 6】

前記プリペイド口座が、ギフトカード口座、ペイロールカード口座、政府のベネフィットカード口座、プリペイド式のデビットカード口座、およびテレホンカード口座のうちの少なくとも1つを含む、請求項5に記載の方法。

【請求項 7】

前記クライアントデバイスの地理的な座標を求めるステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 8】

前記地理的な座標を用いて、前記選好された決済表示画面を決定するステップをさらに含む、請求項7に記載の方法。

【請求項 9】

前記クライアントデバイスが、モバイルの持ち運び型のデバイス、デスクトップコンピュータ、およびラップコンピュータのうちの1つを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 10】

前記モバイルの持ち運び型のデバイスが、ワイヤレス携帯電話を含む、請求項9に記載の方法。

【請求項 11】

クライアントデバイスで表示された仮想的な代用通貨の決済表示画面を、業者により投稿された完了した取引と比較するステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 12】

完了した取引に用いられる決済表示画面を含むデータセットを作成するステップをさらに含む、請求項11に記載の方法。

【請求項 13】

前記データセットにおいて検出される傾向に基づいて、業者のための決済表示画面のデータベースを最適にするステップをさらに含む、請求項12に記載の方法。

【請求項 14】

プリペイド口座と関連付けられた仮想的な代用通貨の適切な決済表示画面を決定するためのコンピュータシステムであって、

取引のためにPOS端末に提示されるフォーマットを表示するよう構成されたクライアントデバイスと、

クライアントデバイス管理サーバのプロセッサであって、

前記プリペイド口座にアクセスすることによって仮想的な代用通貨を用いて購入するときに、前記プリペイド口座にアクセスするための前記仮想的な代用通貨がクライアントデバイスに表示されるべき前記フォーマットを決定するための要求を受信し、

前記要求と関連付けられた業者の識別子を取得し、

前記要求が、POS端末での取引によるものかを判定し、

前記要求が、POS端末での取引によるものである場合、1つまたは複数の決済表示画面から、前記取引に関与する業者により選好された、選好された決済表示画面を決定するために、前記業者の識別子を用いてデータベースを検索し、このとき、前記選好された決済表示画面が、前記プリペイド口座にアクセスするための前記仮想的な代用通貨が前記クライアントデバイスに表示され前記プリペイド口座にアクセスすることによる前記仮想的な代用通貨を用いた前記取引のために前記POS端末に提示されるべき前記フォーマットを定め、前記データベースが、各々の仮想的な代用通貨の1つまたは複数の決済表示画面を記憶し、

前記選好された決済表示画面をコンピュータネットワークを通じて送信し、このとき、前記選好された決済表示画面が、前記要求に応答して、前記プリペイド口座にアクセスするための前記仮想的な代用通貨が前記クライアントデバイスに表示され前記取引のために前記POS端末に提示されるべき前記フォーマットを、前記クライアントデバイスに対して特定し、

前記クライアントデバイスが、前記取引のため、前記POS端末に提示するために前記フォーマットを生成するよう、構成される、

よう構成された前記クライアントデバイス管理サーバのプロセッサと、を含む、コンピュータシステム。

【請求項 15】

前記プロセッサがさらに、

前記要求が、モバイルコンピューティングデバイスまたは固定式のコンピューティングデバイスを含むクライアントデバイスから発信されたかどうかを判定するように動作可能である、請求項14に記載のシステム。

【請求項 16】

前記モバイルコンピューティングデバイスが持ち運び型のコンピュータを含む、請求項15に記載のシステム。

【請求項 17】

前記固定式のコンピューティングデバイスが、ラップトップコンピュータとデスクトップコンピュータのうちの少なくとも1つを含む、請求項15に記載のシステム。

【請求項 18】

前記仮想的な代用通貨が、プリペイド口座と関連付けられる、請求項14に記載のシステム。

【請求項 19】

前記プリペイド口座が、ギフトカード口座、ペイロールカード口座、政府のベネフィットカード口座、プリペイド式のデビットカード口座、およびテレホンカード口座のうちの少なくとも1つを含む、請求項18に記載のシステム。

【請求項 20】

前記プロセッサがさらに、

前記クライアントデバイスの地理的な座標を求める
ように動作可能である、請求項14に記載のシステム。

【請求項 21】

前記プロセッサがさらに、

前記地理的な座標を用いて、前記選好された決済表示画面を決定する
ように動作可能である、請求項20に記載のシステム。

【請求項 22】

前記クライアントデバイスが、

モバイルの持ち運び型のデバイス、デスクトップコンピュータ、およびラップコンピュータのうちの1つを含む、請求項14に記載のシステム。

【請求項 23】

前記モバイルの持ち運び型のデバイスが、

ワイヤレス携帯電話を含む、請求項22に記載のシステム。

【請求項24】

前記プロセッサがさらに、

クライアントデバイスで表示された仮想的な代用通貨の決済表示画面を、業者により投稿された完了した取引と比較する

ように動作可能である、請求項14に記載のシステム。

【請求項25】

前記プロセッサがさらに、

完了した取引に用いられる決済表示画面を含むデータセットを作成する

ように動作可能である、請求項24に記載のシステム。

【請求項26】

前記プロセッサがさらに、

前記データセットにおいて検出される傾向に基づいて、業者のための決済表示画面のデータベースを最適にする

ように動作可能である、請求項25に記載のシステム。

【請求項27】

プリペイド口座と関連付けられた仮想的な代用通貨の適切な決済表示画面を決定するためのコンピュータシステムであって、

取引のためにPOS端末に提示されるフォーマットを表示するよう構成されたクライアントデバイスと、

前記プリペイド口座にアクセスすることによって仮想的な代用通貨を用いて購入するときに、前記プリペイド口座にアクセスするための前記仮想的な代用通貨が前記クライアントデバイスに表示されるべき前記フォーマットを決定するための要求を受信するための、クライアントデバイス管理サーバの手段と、

前記要求と関連付けられた業者の識別子を取得するための、前記クライアントデバイス管理サーバの手段と、

前記要求が、POS端末での取引によるものかを判定するための、前記クライアントデバイス管理サーバの手段と、

前記要求が、POS端末での取引によるものである場合、1つまたは複数の決済表示画面から、前記取引に関与する業者により選好された、選好された決済表示画面を決定するために、前記業者の識別子を用いてデータベースを検索するための手段であって、前記選好された決済表示画面が、前記プリペイド口座にアクセスするための前記仮想的な代用通貨が前記クライアントデバイスに表示され前記プリペイド口座にアクセスすることによる前記仮想的な代用通貨を用いた前記取引のために前記POS端末に提示されるべき前記フォーマットを定め、前記データベースが、各々の仮想的な代用通貨の1つまたは複数の決済表示画面を記憶する、前記クライアントデバイス管理サーバの手段と、

前記選好された決済表示画面をコンピュータネットワークを通じて送信するための手段であって、前記選好された決済表示画面が、前記要求に応答して、前記プリペイド口座にアクセスするための前記仮想的な代用通貨が前記クライアントデバイスに表示され前記取引のために前記POS端末に提示されるべき前記フォーマットを、前記クライアントデバイスに対して特定する、前記クライアントデバイス管理サーバの手段と、

前記取引のため、前記POS端末に提示するために前記フォーマットを生成するよう構成された前記クライアントデバイスと
を含む、コンピュータシステム。

【請求項28】

前記要求が、モバイルコンピューティングデバイスまたは固定式のコンピューティングデバイスを含むクライアントデバイスから発信されたかどうかを判定するための手段をさらに含む、請求項18に記載のシステム。

【請求項29】

前記仮想的な代用通貨が、プリペイド口座と関連付けられる、請求項18に記載のシス

ム。

【請求項 3 0】

前記プリペイド口座が、ギフトカード口座、ペイロールカード口座、政府のベネフィットカード口座、プリペイド式のデビットカード口座、およびテレホンカード口座のうちの少なくとも1つを含む、請求項29に記載のシステム。

【請求項 3 1】

前記クライアントデバイスの地理的な座標を求めるための手段をさらに含む、請求項18に記載のシステム。

【請求項 3 2】

前記地理的な座標を用いて、前記選好された決済表示画面を決定するための手段をさらに含む、請求項31に記載のシステム。

【請求項 3 3】

クライアントデバイスで表示された仮想的な代用通貨の決済表示画面を、業者により投稿された完了した取引と比較するための手段をさらに含む、請求項32に記載のシステム。

【請求項 3 4】

完了した取引に用いられる決済表示画面を含むデータセットを作成するための手段をさらに含む、請求項33に記載のシステム。

【請求項 3 5】

前記データセットにおいて検出される傾向に基づいて、業者のための決済表示画面のデータベースを最適にするための手段をさらに含む、請求項34に記載のシステム。